

トラック輸送事業者向け 改正省エネ法 対応マニュアル

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律)

特定輸送事業者

Q1 平成18年4月1日施行の「改正省エネ法」ってなんですか? (P 1)

Q2 指定される特定輸送事業者の基準はなんですか? (P 1)

Q3 指定を受けた後、どんな業務が生じます?
①中長期計画の策定 (P 2)
②定期報告書の提出 (P 3)

Q4 報告書に記載するエネルギーの使用に係る原単位とはなんですか? (P 3)

特定荷主

Q5 指定される特定荷主の基準はなんですか? (P 5)

Q6 荷主が国に提出する中長期計画とはどういうものですか? (P 5)

Q7 荷主が国に提出する報告書とはどういうものですか? (P 5)

Q8 荷主が報告する貨物輸送に係るエネルギー消費量はどのように算定するのですか? (P 6)

Q9 輸送事業者としての当面の対応はどうしたらいいのですか? (P 7)



社団法人全日本トラック協会

Q1

平成18年4月1日施行の 「改正省エネ法」ってなんですか？

A1

新たに**一定規模以上の輸送事業者（特定輸送事業者）と荷主（特定荷主）を省エネ法の対象**とし、省エネルギー計画の策定、エネルギーの使用量の報告の義務付けを行う等、運輸部門での省エネ

対策が導入されます。特定輸送事業者にならない事業者であっても、荷主が特定荷主あるいは、特定荷主の元請事業者となっている場合は、データの提供を求められることがあります。

法の施行	
平成17年8月10日	公布（法律第93号）
平成18年3月17日	政令、国土交通省令公布
3月29日	経済産業省令、告示公布
3月31日	国土交通省告示公布
4月1日	施行
4月末日まで	輸送事業者から届出 → 順次、 特定輸送事業者の指定
平成19年4月末日まで	荷主からの届出 → 順次、 特定荷主の指定
6月末日まで	中長期計画、定期報告書の提出（特定輸送事業者、特定荷主） ※特定荷主は、初年度のみ9月末日まで

● トラック輸送事業者に係る措置

Q2

指定される特定輸送事業者の基準はなんですか？

A2

輸送能力が政令で定める基準以上あるものを貨物輸送区分ごとに国土交通大臣が指定します（法54条1項）。

該当する事業者は、前年度末日の輸送能力を4月末日までに届け出なければなりません（法54条2項、国交省令2条）。

※政令により、200台以上の輸送能力（自社分のみ、リースを含む）を有するトラック輸送事業者が指定される。
※トレーラ、軽自動車は輸送能力の対象外。

様式第1（第2条関係）																															
<table border="1"> <tr> <td>※受取年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※処理年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">輸送能力届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方運輸局長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>企業の代表者以外の者が省エネに係る着手権の委任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"> <small>年 月 日</small> <small>住 所 ○○県○○市○○町○○番地</small> <small>氏 名 代表取締役 岩永太郎 印</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>エネルギーの使用の合理化に関する法律第54条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</small> </td> </tr> <tr> <td>事 業 者 名</td> <td>株式会社省エネ運送</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td> <small>電話（ - - - ） FAX、e-mail については、利用可能な場合記載して下さい。</small> </td> </tr> <tr> <td>貨 物 輸 送 区 分</td> <td> <small>1. 鉄道による貨物の輸送</small> <small>2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>4. 船舶による貨物の輸送</small> </td> </tr> <tr> <td>輸 送 能 力</td> <td> <small>年度末</small> <small>(両、台、総トン)</small> </td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td> <small>他の輸送区分において、既に指定番号を取得している場合は記入してください。</small> </td> </tr> <tr> <td>特定輸送事業者指定番号</td> <td> <small>特定輸送事業者指定番号</small> <small>当該特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>備考</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4列4番とすること。</small> <small>2 ※印を付した欄には記述しないこと。</small> <small>3 該当事項はその直前に付してある番号を〇で囲むこと。</small> <small>4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行第8条の規定によらないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に入力すること。</small> <small>5 指定特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small> <small>6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。</small> </td> </tr> </table>		※受取年月日		※処理年月日		輸送能力届出書		地方運輸局長 殿		<small>企業の代表者以外の者が省エネに係る着手権の委任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。</small>		<small>年 月 日</small> <small>住 所 ○○県○○市○○町○○番地</small> <small>氏 名 代表取締役 岩永太郎 印</small>		<small>エネルギーの使用の合理化に関する法律第54条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</small>		事 業 者 名	株式会社省エネ運送	主たる事務所の所在地	<small>電話（ - - - ） FAX、e-mail については、利用可能な場合記載して下さい。</small>	貨 物 輸 送 区 分	<small>1. 鉄道による貨物の輸送</small> <small>2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>4. 船舶による貨物の輸送</small>	輸 送 能 力	<small>年度末</small> <small>(両、台、総トン)</small>	備 考	<small>他の輸送区分において、既に指定番号を取得している場合は記入してください。</small>	特定輸送事業者指定番号	<small>特定輸送事業者指定番号</small> <small>当該特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small>	<small>備考</small>		<small>1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4列4番とすること。</small> <small>2 ※印を付した欄には記述しないこと。</small> <small>3 該当事項はその直前に付してある番号を〇で囲むこと。</small> <small>4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行第8条の規定によらないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に入力すること。</small> <small>5 指定特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small> <small>6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。</small>	
※受取年月日																															
※処理年月日																															
輸送能力届出書																															
地方運輸局長 殿																															
<small>企業の代表者以外の者が省エネに係る着手権の委任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。</small>																															
<small>年 月 日</small> <small>住 所 ○○県○○市○○町○○番地</small> <small>氏 名 代表取締役 岩永太郎 印</small>																															
<small>エネルギーの使用の合理化に関する法律第54条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</small>																															
事 業 者 名	株式会社省エネ運送																														
主たる事務所の所在地	<small>電話（ - - - ） FAX、e-mail については、利用可能な場合記載して下さい。</small>																														
貨 物 輸 送 区 分	<small>1. 鉄道による貨物の輸送</small> <small>2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送</small> <small>4. 船舶による貨物の輸送</small>																														
輸 送 能 力	<small>年度末</small> <small>(両、台、総トン)</small>																														
備 考	<small>他の輸送区分において、既に指定番号を取得している場合は記入してください。</small>																														
特定輸送事業者指定番号	<small>特定輸送事業者指定番号</small> <small>当該特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small>																														
<small>備考</small>																															
<small>1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4列4番とすること。</small> <small>2 ※印を付した欄には記述しないこと。</small> <small>3 該当事項はその直前に付してある番号を〇で囲むこと。</small> <small>4 次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行第8条の規定によらないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に入力すること。</small> <small>5 指定特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に記入すること。</small> <small>6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。</small>																															

Q3

指定を受けた後、 どんな業務が生じますか？

A3

①中長期計画の策定

指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、判断基準を踏まえて中長期計画を策定し、様式第3により、**年1回、毎年6月末日までに計画書を国土交通大臣に提出しなければなりません**（法55条、国交省令5条）。

初年度は、平成19年6月末日までに19年度の計画書を提出することになります。

— 判断基準 —	
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費原単位を中長期的に年平均1%以上低減目標。 省エネへの取り組みを示す方針の策定、取り組みの推進体制の整備。 低燃費車両等の導入、エコドライブの推進、積載率の向上、帰り荷の確保を図ること等。 	

様式第3（第5条関係）																																																											
※受理年月日 _____ ※処理年月日 _____																																																											
中 長 期 計 画 書																																																											
地方運輸局長 殿																																																											
平成19年 月 日																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">企業の代表者以外の者が省エネに係る該手続きの責任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。</td> <td colspan="8" style="padding: 5px;">住 所 ○○県○○市○○町○○番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="8" style="padding: 5px;">株式会社省エネ運送</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="8" style="padding: 5px;">氏 名 代表取締役 省エネ太郎 印</td> </tr> </table>										企業の代表者以外の者が省エネに係る該手続きの責任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。		住 所 ○○県○○市○○町○○番地										株式会社省エネ運送										氏 名 代表取締役 省エネ太郎 印																											
企業の代表者以外の者が省エネに係る該手続きの責任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。		住 所 ○○県○○市○○町○○番地																																																									
		株式会社省エネ運送																																																									
		氏 名 代表取締役 省エネ太郎 印																																																									
エネルギーの使用の合理化に関する法律第55条の規定に基づき、次のとおり提出します。																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">特定輸送事業者指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">事業者名 株式会社省エネ運送</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">貨物輸送区分</td> <td colspan="8"> 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する区分を○で囲む。 3. 家商用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">主たる事務所の所在地</td> <td colspan="8"> 電話 (-) FAX (-) e-mail () </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: right; padding-top: 10px;">FAX、e-mailについて、利用可能な場合記載して下さい。</td> </tr> </table>										特定輸送事業者指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										事業者名 株式会社省エネ運送										貨物輸送区分		1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する区分を○で囲む。 3. 家商用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送								主たる事務所の所在地		電話 (-) FAX (-) e-mail ()								FAX、e-mailについて、利用可能な場合記載して下さい。									
特定輸送事業者指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																																																											
事業者名 株式会社省エネ運送																																																											
貨物輸送区分		1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する区分を○で囲む。 3. 家商用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送																																																									
主たる事務所の所在地		電話 (-) FAX (-) e-mail ()																																																									
FAX、e-mailについて、利用可能な場合記載して下さい。																																																											

I 計画期間		
当該年度から3～5年程度		
平成19年度～ 23年度		
主要なものを記載して下さい。		
II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果		
対策	計画内容	エネルギー使用合理化期待効果
省エネルギー型車両への代替促進	1.9～2.3年度 VVV-Fインバーター制御車両 30両 2.0年度 高効率内燃機関搭載車両 10両	○kL/年
低燃費車両の導入	1.9年度 ハイブリッド車 5台 2.1年度 トップランナー基準達成車 10台	原単位○%向上
低燃費船の導入	2.1年度 スーパーエコシップ 1隻	○kL/年
エコドライブの実施	年4回運転者向けのエコドライブ研修会を実施	○kL/年
貨物積載区域の拡大	2.2年度 電気推進システムの導入 1隻	○kL/年
kL/年だけでなく、原単位等に適切な単位、指標がある場合にはこれを用いることにも出来ます。またあくまで見込み値で構いません。		
III 前年度計画書との比較		
初年度の記載は不要であり、2年度目以降から記載して下さい。		
対策	削除された計画	理由
大型車両の導入	トレーラー 10台	実施済み
対策	追加された計画	理由

IV その他計画に関連する事項		
○○グループでは、グループ会員全社が環境基本対策にしたがって、環境に優しい取組を進めています。		
参考資料： ○○グループ環境基本対策		
<p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4用紙とすること。 2 該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。 3 計画書冒頭の※印には記入しないこと。 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 5 IIの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。 6 IIの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を記入すること。なお、記入の単位は、原則として原油の数量に換算して「kL」により記入すること。 7 IIIには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。 8 IVには、IIの欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。</p>		

Q3

指定を受けた後、 どんな業務が生じますか？

A3

②定期報告書の提出

指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、貨物輸送に係るエネルギー使用量等について、**年1回、毎年6月末日までに国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません**（法56条1項、国交省令6条）。

初年度は、平成19年6月末日までに18年度の定期報告書を提出することになり

ます。従って18年度中に自社分の燃料消費量、輸送トンキロなどのデータを整理する必要があります。

**※特定輸送事業者の自社分（軽自動車も含む）のみの報告。
※傭車、子会社の車両などは報告の対象外。**

様式第4（第6条関係）	
※受理事業年月日	※返済年月日
定期報告書	
地方運輸局長 殿	
年 月 日	
企業の代表者以外の者が省エネによる競争の委託を受ける場合に委任状を添付する場合は、その写しを添付。 住 所 ○○東○○市○○町○○番地 氏 名 代表取締役 株式会社エネ運送 印 エネルギーの使用の合理化に関する法律第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 特定輸送事業者登録番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 特定排出者番号 事業者名 株式会社エネ運送 貨物輸送区分 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 主な事業の日本標準産業分類の組分類の番号を記入して下さい。 該当する区分を□で囲む。 FAX、e-mailについては、利用可能な場合記載して下さい。 主たる事務所の所在地 電話（ ） FAX（ ） e-mail（ ） ① 燃料消費量は燃料別に記載して下さい。なお、メタノール、エタノールといった化石燃料でないものは、エネルギー使用量の報告対象に含まれません。 ② なお、定期報告書における発熱量の計算に当たりとなる係数はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通産省令第74号）別表第一に記載されている最新の係数を使用ください。平成18年3月時点の係数は次のとおりです。 合計GJ 原油換算k 1 対前年度比（%） 1.000 初年度の記載は必要ありません。	

様式第4（第6条関係）	
※受理事業年月日	※返済年月日
定期報告書	
地方運輸局長 殿	
年 月 日	
企業の代表者以外の者が省エネによる競争の委託を受ける場合に委任状を添付する場合は、その写しを添付。 住 所 ○○東○○市○○町○○番地 氏 名 代表取締役 株式会社エネ運送 印 エネルギーの使用の合理化に関する法律第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 特定輸送事業者登録番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 特定排出者番号 事業者名 株式会社エネ運送 貨物輸送区分 1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送 主な事業の日本標準産業分類の組分類の番号を記入して下さい。 該当する区分を□で囲む。 FAX、e-mailについては、利用可能な場合記載して下さい。 主たる事務所の所在地 電話（ ） FAX（ ） e-mail（ ） ① 燃料消費量は燃料別に記載して下さい。なお、メタノール、エタノールといった化石燃料でないものは、エネルギー使用量の報告対象に含まれません。 ② なお、定期報告書における発熱量の計算に当たりとなる係数はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通産省令第74号）別表第一に記載されている最新の係数を使用ください。平成18年3月時点の係数は次のとおりです。 合計GJ 原油換算k 1 対前年度比（%） 1.000 初年度の記載は必要ありません。	

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況			
対象項目	資源の節減の実現度	資源の日数の設定	資源の運送距離の実現度
取り扱い手の作成とその実施の把握	及び貯蔵の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
省エネルギー機械器具の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
省エネルギー・機器の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
輸送能力の高い機械器具の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
輸送能力の高い機械器具の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
他の	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中	<input type="checkbox"/> 実現中
<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現	<input type="checkbox"/> 実現実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず

第8表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況			
対象項目	資源の実現度	資源の日数の設定	資源の運送距離の実現度
取り扱い手の作成とその実施の把握	及び貯蔵の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
省エネルギー・機器の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
輸送能力の高い機械器具の導入	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず
他の	資源の実現度	資源の実現度	資源の実現度
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現	<input type="checkbox"/> 対応実現
<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/> 対応中
<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず	<input type="checkbox"/> 対応せず

第9表 二酸化炭素の排出に伴う事項			
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量			年度
2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法による算出の内容			
3. 標準的な算定方法による算出の有無			
上記1、2欄が地球温暖化対策に関する法律第21条の3第1項に定める「温室効果ガス算定方法」の情報が公表されることにより、当該算定方法の権利、競争上の地位などの利益が保護されるおそれがあることと想定されるとき」の請求に係るものであることを該当するものどちらかに印を付してください。			
4. 有（別添のとおり） 無			
5. 情報提供の有無			
上記1、2の報告に際して地球温暖化対策に関する法律第21条の3第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の増加の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに印を付してください）			
6. 有（別添のとおり） 無			

第2表 輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改修又は廃棄の状況			
器具の名稱	器具の概要	使用状況	導入、改修又は廃棄の状況
エネルギーの種類	単位	年度	年度
鉄道車両	250 台	10万車両走行キロ/年	10台程度付近
得沸油	k 1	○OKJ	△△GJ
ジェット燃料	k 1	VVF インバーター制御車両 30 台	例：採用率にあっては、△△GJ=34.6GJ/kJ×○OKJ
軽油	k 1	高効率内燃機関搭載車両 20 台	
A重油	k 1	8000 車両走行キロ/年	平成16年5月導入
B・C重油	k 1	30 台	
液化石油ガス(LPG)	t		
液化天然ガス(LNG)	t		
石炭（ ）	t		
都市ガス(CNG)を含む	千m 3		
一般電気事業者	千kWh	蓄熱式暖房マット 30	すべて装着済み。
夜間電力	千kWh	スーパーエコシップ 1 億	平成18年3月導入。
省エネ機器	千kW	蓄熱式暖房マット 30	平成18年6月導入。
一般電気事業者	千kWh	トッパーランナータンク 30 台	平成19年7月導入。
上記以外の電力	千kWh	船舶内燃機関搭載車両 30 台	平成19年5月導入。
自家電力	千kWh	船内燃機関搭載車両 10 台	3000万トンキロ
その他のエネルギー（ ）	（ ）		
合計GJ			
原油換算k 1			</

Q5

指定される特定荷主の基準はなんですか？

A5

貨物輸送事業者に輸送させる輸送量が政令で定める量以上である者を経済産業大臣が指定します（法61条1項）。

該当する荷主は、4月末日（平成19年から）までに輸送トンキロデータを届け出なければなりません（法61条2項、経済産業省令42条）。

※政令により、

年間総輸送量3,000万トンキロ以上の輸送を委託する荷主が指定される。

Q6

荷主が国に提出する中長期計画とはどういうものですか？

A6

中長期計画の策定

指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、判断基準を踏まえて中長期計画を策定し、**年1回、6月末日までに主務大臣に計画書を提出しなければなりません**（法62条、経済産業省令45条：初年度は9月末日まで）。

————判断基準————

- ・エネルギー消費原単位を中長期的に年平均1%以上低減目標。
- ・省エネ責任者の設置、社内研修の実施。
- ・モーダルシフトの推進。
- ・自家用トラックから営業用トラックへの転換。
- ・共同輸配送の実施。等

Q7

荷主が国に提出する報告書とはどういうものですか？

A7

定期報告書の提出

指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、貨物輸送事業者に行わせる輸送に係るエネルギー使用量等について、**年1回、6月末日までに主務大**

臣に報告書を提出しなければなりません
(法63条1項、経済産業省令46条：初年度は9月末日まで)。

- ※・特定荷主が報告するエネルギーの使用量等については、荷主自らが把握できないデータもあるため、委託している貨物輸送事業者からデータを取得することとなる。特定輸送事業者に該当しない中小事業者であっても、荷主が特定荷主となる場合、荷主ごとにデータの提供を求められることがある。
- ・特定荷主の元請け事業者となり、傭車など使用している場合は、傭車の管理も必要となってくる。

Q8

荷主が報告する貨物輸送に係る エネルギー消費量はどのように算定するのですか？

A8

エネルギー消費量算定方法

エネルギー消費量は、燃料法、燃費法、改良トンキロ法のいずれかの方法で算定することとなります。

A. 燃料法

燃料使用量からエネルギー消費量を算定します。

$$\text{エネルギー消費量 (MJ)} = \text{燃料使用量 (リッル)} \times \text{単位発熱量 (MJ/リッル)}$$

※特定荷主に報告する場合、荷主毎に燃料使用量を按分し計算することとなる。

B. 燃費法

輸送距離と燃費からエネルギー消費量を算定します。

$$\text{エネルギー消費量 (MJ)} = \text{輸送距離/燃費 (km)} \times \text{単位発熱量 (MJ/リッル)}$$

※特定荷主に報告する場合、荷主毎に燃費、輸送距離を把握することとなる。

※燃費については、経済産業省告示で燃料別、最大積載量別の外部設定値が示されている。

C. 改良トンキロ法

積載率と車両の燃料種類、最大積載量別の輸送トンキロからエネルギー消費量を算定します。

$$\text{エネルギー消費量 (MJ)} = \text{輸送トンキロ (トンキロ)} \times \text{改良トンキロ法燃料使用原単位 (リッル/トンキロ)} \times \text{単位発熱量 (MJ/リッル)}$$

※トラックの最大積載量別・積載率別の燃料使用原単位に輸送トンキロをかけて算定するため、特定荷主に対しては、車両の燃料の種別、最大積載量、積載率を報告することとなる。

※積載率を把握できない場合、荷主は、経済産業省告示で設定された外部設定値を使用することとなる。輸送事業者は特定荷主に対して、車両の燃料の種別、最大積載量を把握すればよいとされている。(輸送トンキロの把握は特定荷主で対応)

●法的措置

- ①エネルギー消費原単位が改善していない場合 → 必要な措置をとる旨勧告
- ②その勧告に従わなかった場合 → 企業名を公表
- ③正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合 → その勧告に従うよう命令(貨物輸送事業者:法57条1項～3項)(荷主:法64条1項～3項)
- ④上記命令に違反した場合 → 100万円以下の罰金(法95条2項)

●お問い合わせ一覧

国 土 交 通 省	総合政策局	環境・海洋課	TEL 03-5253-8264	近畿 運 輸 局	交通環境部	環境・安全課	TEL 06-6949-6466
北 海 道 運 輸 局	交通環境部	環境・安全防災課	TEL 011-290-2724	中 国 運 輸 局	交通環境部	環境・安全防災課	TEL 082-228-3495
東 北 運 輸 局	交通環境部	環境・安全防災課	TEL 022-791-7509	四 国 運 輸 局	交通環境部	環境・安全防災課	TEL 087-825-1173
関 東 運 輸 局	交通環境部	環境・安全課	TEL 045-211-7267	九 州 運 輸 局	交通環境部	環境・安全課	TEL 092-472-2330
北 陸 信 越 運 輸 局	企画部	環境・安全防災課	TEL 025-244-6116	沖縄総合事務局	運輸部	企画室	TEL 098-866-0064
中 部 運 輸 局	交通環境部	環境・安全課	TEL 052-952-8045				

Q9

輸送事業者としての当面の対応はどうしたらしいのですか？

A9

(1) 特定輸送事業者として

①法人単位で200台以上の輸送能力のある事業者は、**18年4月末日までに**17年度末日の**輸送能力に係る届出**を提出。【様式第1】→ 指定

②18年度の燃料使用量、車両・省エネ機器の使用状況、輸送トンキロ等を把握。(いずれも自社の車両のみ)

③**19年6月末日までに**②を整理して、**定期報告書**を提出。【様式第4】

④**19年6月末日までに**19年度分の**中長期計画**を提出。【様式第3】

(2) 特定荷主に対して

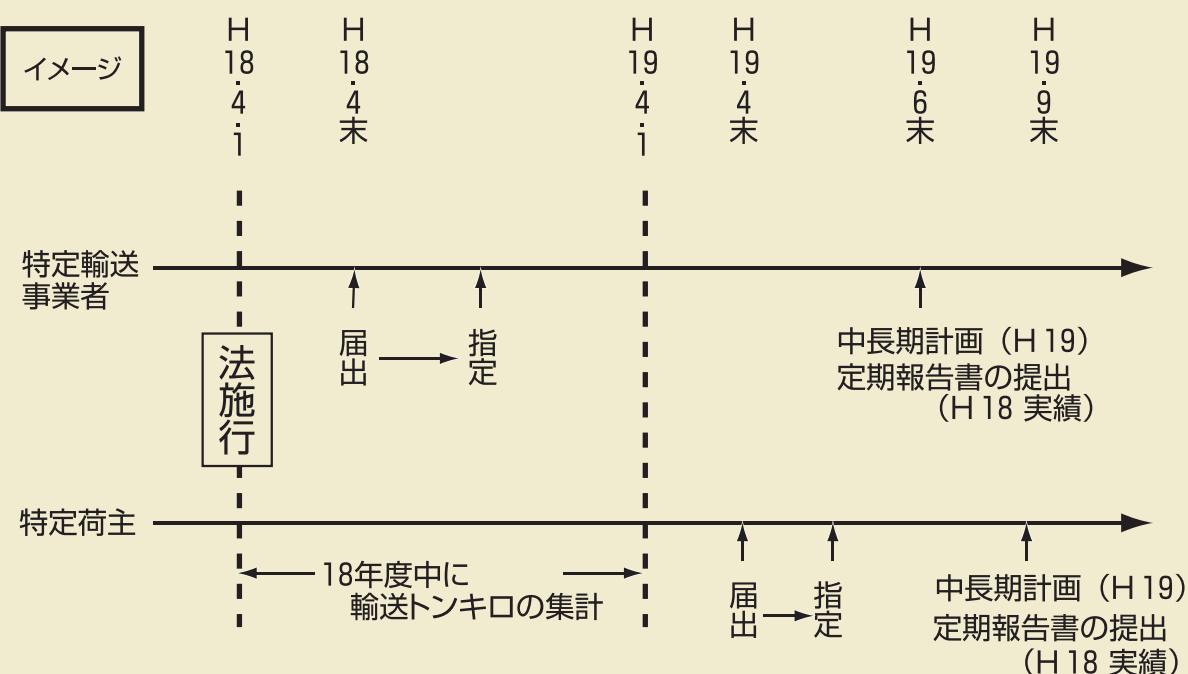
①特定荷主になりうる荷主（年間3,000万トンキロ以上の貨物を委託）からの協力要請があった場合は、早い時期に協議の場を設ける。

(荷主は18年度中に輸送トンキロの把握を行い、19年4月末日までに輸送量の届出 → 指定)

②省エネ対策をどう取り組んでいくか、エネルギーの算出方法をどうするか（燃料法、燃費法、改良トンキロ法）→ 荷主で把握できるデータ、輸送事業者（傭車分も含む）で把握できるデータの整理。

③②については荷主の意図だけに基づいて決めず、双方で十分に意思疎通を図ること。
(荷主と輸送事業者が共同で省エネ対策に取り組むことが法の目的)

④定期報告書の作成、中長期計画の作成は荷主が行う（初年度は19年9月末日まで）
ため、**輸送事業者としては、可能な範囲でのデータの整理、提供。**



社団法人全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階

TEL.03(5323)7109 FAX.03(5323)7230

ホームページ <http://www.jta.or.jp>



古紙配合率100%の再生紙を使用しています

2006.04.80,000